

新旧対照表

資料1-2について下記のとおり、誤記の訂正を行いました。掲載している資料は、訂正を反映した正しいものとなっています。

正誤箇所	訂正前 (令和7年11月5日掲載資料)								訂正後 (令和8年2月 日掲載資料)												
	排水先	項目	業種区分	排水基準(mg/L)																	
法				生活環境保全条例		法		生活環境保全条例													
暫定				暫定		暫定		暫定													
			見直し前	見直し後	見直し前	見直し後	見直し前	見直し後	見直し前	見直し後	見直し前	見直し後									
P20	上水道水源 地域以外の 地域のうち 海域	ほう素	ほうろう鉄器製造業	10	40	30	10	40	30	10	ほう素	ほうろう鉄器製造業	10	40	30	10	ほう素	ほうろう鉄器製造業	10	40	30
		ふっ素	ほうろう鉄器製造業	8	12	10	8	12	10		ふっ素	ほうろう鉄器製造業	8	12	10		8	12	10		
		アンモニア等	畜産農業*	100	300	廃止	100	300	廃止		100	300	廃止	100	300		廃止	100	300	廃止	
			ジルコニウム化合物製造業	100	350	廃止	100	350	廃止		100	350	廃止	100	350		廃止	100	350	廃止	
			モリブデン化合物製造業	100	1,300	1,300	100	1,300	1,300		100	1,300	1,300	100	1,300		1,300	100	1,300	1,300	
			バナジウム化合物製造業	100	1,650	1,350	100	1,650	1,350		100	1,650	1,350	100	1,650		1,350	100	1,650	1,350	
			貴金属製造・再生業	100	2,800	2,800	100	2,800	2,800		100	2,800	2,800	100	2,800		2,800	100	2,800	2,800	
	ほう素	ほうろう鉄器製造業	230	—	—	10	40	30	ほう素	ほうろう鉄器製造業	230	—	—	10	40	30					
	上水道水源 地域以外の 地域のうち 海域以外	アンモニア等	畜産農業*	100	300	廃止	100	300	廃止	100	300	廃止	100	300	廃止	100	300	廃止			
			ジルコニウム化合物製造業	100	350	廃止	100	350	廃止	100	350	廃止	100	350	廃止	100	350	廃止			
			モリブデン化合物製造業	100	1,300	1,300	100	1,300	1,300	100	1,300	1,300	100	1,300	1,300	100	1,300	1,300			
			バナジウム化合物製造業	100	1,650	1,350	100	1,650	1,350	100	1,650	1,350	100	1,650	1,350	100	1,650	1,350			
			貴金属製造・再生業	100	2,800	2,800	100	2,800	2,800	100	2,800	2,800	100	2,800	2,800	100	2,800	2,800			
			ほう素	ほうろう鉄器製造業	230	—	—	10	40	30	ほう素	ほうろう鉄器製造業	230	—	—	10	40	30			